

12月16日（土）の午後1時30分に西条市消防署の立入検査がはまりました。2週間ぐらい前に電話で通知されました。

全体の立入検査の現状を聞いてみると、150平方メートル以上の事業所の建物に入るそうで、150平方メートル以下の事業所の建物には入らないそうです。毎年何軒かに入るそうで、歯科医療機関を含めてなので、保健所の立入検査のように年度に決まって何軒かではないそうです。入らない年があったり、5件以上入る年もあるそうです。

ちなみに前に入ったのは7年ぐらい前だったと思います。

時間は30分弱でした。消火器の位置と消費期限、位置確認の札の確認、カーテンやキッズスペースの防火材質とタグの添付の確認（タグが貼ってあって目に見えるようにしておくのが大事だそうです。）非常時の緑のランプの点灯の確認（常に点灯していなければいけない。非常時に点灯するか、内臓の充電池が機能しているか。）

消防用設備点検をして1年毎に報告しているか。していないので業者に依頼してくださいと言われました。診療所スペースのみで2回の自宅には入りませんでした。

全体を細かくウロウロはされませんでした。メジャーを使って室内や外を一生懸命寸法を測っていたのが印象的でした。

情報を共有して皆さんに活用していただければ幸いです。と申しましたので報告させていただきました。よろしくお願いいたします。